

## 奈良県告示第四百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・三・一〇〇号西九条佐保線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市八条二丁目、大安寺二丁目、大安寺三丁目、大安寺西三丁目、恋の窪一丁目、二丁目、恋の窪東町、大森西町及び三条桜町